

専項附加控除の追加と私的年金制度の奨励

個人所得税専項附加控除操作方法（施行）が改正され、3歳以下の未就学の乳幼児の扶養費用が専項附加控除の対象になりました。また個人養老金の発展の推進に関する意見が公布され、私的年金が奨励されました。定年年齢の引上げなど人口構造の変化に対応する改革だと考えられます。

専項附加控除

2019年から施行されていた個人所得税専項附加控除操作方法が改正され、新たに3歳以下の乳幼児の扶養費用を対象にした専項附加控除が加えられました。改正前は子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利子、住宅賃料、老人扶養の6項目のみで子女教育には3歳以下が含まれていませんでした。

- ① 納税人が扶養する3歳以下の乳幼児の関連支出に対し、乳幼児一人につき毎月1,000人民元を基準とする専項附加控除とする。
- ② 父母は選択によりその一方において基準額の100%を控除することができ、また選択により双方が基準額の50%ずつ控除することを選択できる。控除方法は一納税年度内において変更することはできない。
- ③ 3歳以下の乳幼児の扶養に関する個人所得税専項附加控除は2022年1月1日から施行する。
- ④ 3歳以下の乳幼児の扶養に関する専項附加控除を受ける際、配偶者及び子供の氏名、身分証明資料（身分証明書、出生医学証明書等）、及び配偶者との控除分配比例情報を申告する。

個人養老金発展の推進に関する意見

基本養老保険、企業（職業）年金の補充機能として（私的）養老金について方向性が示されました。日本でいうところの個人版確定拠出年金制度と考えられます。

【参加範囲】

中国国内で都市職工基本養老保険或いは都市及び農村居民基本養老保険に加入している労働者は個人養老金制度に参加できる。

【制度様式】

個人養老金は個人口座制度を実行し、参加者個人が保険料全額を負担し蓄積する。

参加者は個人養老金情報管理サービスプラットフォームを通じて個人養老金口座を設け、個人養老金口座は参加者の個人養老金制度、税収優遇政策の基礎とする。

参加者は個人養老金の保険料をもって規定に符合する金融機関等を通じて金融商品を購入し且つ相応するリスクを負担する。その他の規定に明記されない限り、事前支給ができないこととする。

参加者は指定する或いは開設できる口座は本人一口座に限り養老資金口座とし、養老金保険料の納付、収益の受取、個人所得税の納税に用いる。

【納付基準】

参加者は毎年個人養老金の保険料は 12,000 元を上限とする。

【税収政策】

国家は税収優遇政策を制定し、条件に符合する人員の養老金制度の参入と規定通りの受領を奨励する。

【個人養老金の受領】

参加者が基本養老金年齢に達したとき、労働能力を完全に喪失したとき、出国移住するとき或いはその他国家規定の状況に該当するときは、個人養老金情報管理サービスプラットフォームで取得条件の審査を受けた後に、月払い、分割払い、一括支払いで個人養老金を受領できる。支払方法は一度選択すると変更はできない。受領時、個人養老金は個人養老金資金口座から本人の社会保障カードの銀行口座に移動する。参加者が死亡したときは、その個人養老資金口座の中にある資産は相続できる。